

令和5年3月6日開催 第7回医療・介護・感染症WGに関する
委員・専門委員からの追加質疑・意見

令和5年3月30日
事務局

議題3：訪問看護ステーションへ配置可能な薬剤の対象拡充について

No	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	<p>資料3-2（落合専門委員・佐々木専門委員提出資料）で提案されている訪問看護ステーションに薬局の遠隔倉庫を設置する案（A案）及び医療機関の遠隔倉庫を設置する案（B案）について、一つの薬局又は医療機関と連携して運用するとした場合の課題を、それぞれ具体的に御教示いただきたい。また、複数の薬局又は医療機関と連携して運用するとした場合に、追加の課題が生じるとのお考えであれば、その課題をそれぞれ具体的に御教示いただきたい。</p>	<p>第7回医療・介護・感染症対策WGに提示された「患者・利用者急変時の薬剤および特定行為に関する緊急調査」の中間報告における事例をみると、医師に連絡がつかず薬が処方されないことや医師に連絡できたとしても何らかの理由で速やかに処方できないことが要因である事例など、訪問看護事業所に配置可能な薬剤の対象を拡充することでは解決が難しいと考えられるものが多く含まれている。このため、必要な対策を講じるためには、その前提として在宅医療における課題を正確に把握するとともに、医療機関、薬局、訪問看護事業所を対象に総合的に対応を検討することが必要と考えている。</p> <p>したがって、厚生労働省としては、まずは在宅医療の現場において具体的にどのような課題があるのか把握したいと考えており、関係団体等の協力をいただきつつ、在宅医療の実態について調査を行うことを検討している。</p> <p>また、提案された方法については、全体の流れや処方箋の出し方、記載内容、疑義照会の方法等が不明確であることから、具体的にお答えすることは難しいと考えている。</p>
2	<p>薬局が存在せず、または、薬局が存在しても24時間営業を行っていない地域（大都市以外の地域）において、多くの在宅患者に不利益が生じていることが判明した</p>	<p>1で述べたとおり、必要な対策を講じるためには、その前提として在宅医療における課題の正確な把握が重要と考えている。したがって、厚生労働省としては、まずは</p>

現状に対して、上記提案に賛同されない場合には、直ちに実施可能な対案を提示いただきたい。なお、その際、訪問看護によって薬物投与が必要であることが判明する全てのケースについて（当該薬物投与について医師の判断があるか、訪問看護師に包括的指示がある場合に限る）、遅くとも、数時間以内に在宅患者が当該薬物を入手しうるものとしていただきたい。各種のインセンティブ付与では、必ずしも、「全てのケース」についての実現可能性は担保されないと考える。

在宅医療の現場において具体的にどのような課題があるのか把握したいと考えており、関係団体等の協力をいただきつつ、在宅医療の実態について調査を行うことを検討している。